

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税3)  【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 RWCL(ラグビーワールドカップ・リミテッド:WR(ワールドラグビー)ラグビーワールドカップ大会の運営を委託されている子会社)からの要望を踏まえ、2019年ラグビーワールドカップ大会(RWC2019)のために来日する大会関係者を対象とし、本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について法人税等を非課税とする。  《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の11、第68条の15 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項
4	担当部局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度~31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 RWC2019の円滑な準備及び運営を支援するため、海外からのRWC2019大会関係者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、RWC2019の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 なお、RWCLと公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(JRFU)とのRWC2019開催に関する契約書(HUA)において、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。(JRFUは、HUA上で求められている債務の履行の大部分について、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会に委託している。)</p> <p>《政策目的の根拠》 ○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便はが</p>

		<p>き等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>○スポーツ基本法(抄) (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>○スポーツ基本計画(抄) 政策目標 「国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機構が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する」</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 RWCは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3番目の規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。一方で、RWC2019の開催に際しては、RWCLをはじめとする大会関係者の他、選手、放送関係者等、世界各地の法人・個人の関与・来訪が予想される。非住居者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質とPEの態様により、我が国で法人税等を課税されることが有り得る。なお、我が国は、スポーツ基本法(平成23年8月24日施行)に基づき、平成24年に策定した「スポーツ基本計画」において、国は、中央競技団体等と連携し、大規模な国際競技大会の招致や、我が国で予定されている国際競技大会等の円滑な開催に向けて、海外への情報発信や社会的気運の醸成、海外からのスポーツ関係者の受入れ等に必要な措置等の支援を行う方針を明確にしている。2020東京オリパラ大会と同様にRW2019において、税制面で大会関係者等の受入れに必要な措置を講じることは、スポーツ基本計画の趣旨に合致するものであり、従来からの我が国のスポーツ振興政策の方針に沿った措置である。</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○RWC2019の円滑な準備及び運営の実現 ○大規模かつ国家的に重要なスポーツ競技会であるラグビーワールドカップ2019大会の円滑な準備及び運営を行うこと。 ○今回の要望の中心にあるRWCLは登記地であるアイルランド共和国においても「運動又はアマチュアの競技会又はスポーツの推進を唯一の目的とする組織又は人」として認定され、租税の免除を受けている。また、RWCLの場合、商業的収入を含むワールドカップからの収入が全世界におけるラグビーの発展に不可欠な財源として免除を受けている。これは我が国の公益法人に対する税の優遇措置と類似する制度といえる。今回要望している租税特別措置により、アイルランド共和国で公益性を理由に免税されている法人に対し、我が国でも免税が可能となり、我が国の公益法人に対する制度とも、アイルランドの優遇制度とも整合的な対応が取れる。</p>

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与<sup>1)</sup>》  
 RWC2019 の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できる。

9 有効性等

① 適用数等

○適用件数及び適用額  
 (単位:件、億円)

年度 区分	平成 29	30	31
適用件数	1	1	1
適用額	47	47	191

② 減収額

○減収額  
 (単位:件、億円)

年度 区分	平成 29	30	31
法人税	12	12	49
法人住民税	0.8	0.8	3
法人事業税	4.5	4.5	18

		<p>③: 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位: 件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="544 300 1099 456"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 29 年度から 31 年度については目標値</p> <p>○租税特別措置等による効果 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="544 636 1099 853"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済効果見込額</td> <td colspan="3">4,179</td> </tr> <tr> <td>内、 需要増加見込額</td> <td colspan="3">1,869</td> </tr> </tbody> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 上記のとおり全国 12 会場で本大会を開催することで、波及効果を合わせ 4,200 億円弱の経済効果が見込まれる。この経済効果は間接的に国民に還元されるものであること、大会の安定的な運営が経済効果発現の基礎であることから、税収の減少を上回る効果があると思料する。</p>	年度	平成 29	30	31	適用件数	1	1	1	適用額	47	47	191	年度	29	30	31	経済効果見込額	4,179			内、 需要増加見込額	1,869		
年度	平成 29	30	31																								
適用件数	1	1	1																								
適用額	47	47	191																								
年度	29	30	31																								
経済効果見込額	4,179																										
内、 需要増加見込額	1,869																										
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>平成 21 年の閣議了解資料や「平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に見るように、本大会は国家的に重要なスポーツ競技会と位置付けられ、閣議了承の下に招致をした経緯がある。これらを背景に本大会の円滑な準備・運営のため、租税特別措置を要望するもの。</p> <p>HUAでは、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援との関係では、国費、開催都市分担金、JSC助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定。一方、国全体で 4,200 億円の経済効果が見込まれている。その効果は、全国 12 会場の開催都市と、その周辺地域及びキャンプ地が享受するものである。(※その一方、地方の負担は開催都市分担金の 39 億円(予定)のみ)</p> <p>RWC2019 の開催を返して、国全体で 4,200 億円の経済効果が見込まれている。その経済効果の裨益は、全国各地に散らばる 12 試合会場都市及びその周辺地域並びにキャンプ地において享受されるものであるため、受益者負担の観点からRWC2019 に関連したに経済効果が行われる地方公共団体に協力を頂くことが妥当。</p>																								
11	有識者の見解		—																								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																								